

令和2年5月31日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理審議会委員の選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（以下「施行令」という。）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったため、施行令第22条第1項の規定によりその旨を公告し、併せて施行令第22条第4項後段並びに京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部地区土地区画整理事業施行規程第8条及び第11条第2項の規定に基づき、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定め、施行令第22条第4項前段の規定により公告します。

令和2年5月8日

京都市長 門川大作

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 8人 |
| 2 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 | 4人 |

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)